

志願・希望変更について

志願変更・・・1回に限り、先の志願を取り消して、新たな高等学校を志願できる。

希望変更・・・1回に限り、先の希望（課程・学科・部）を取り消して、新たに他の課程・学科・部を希望することができる。

< 志願変更の手続き >

- (1) 「志願変更願」（様式10）を作成する。
- (2) 新しく志願する高校の「出願登録サイト」に出願に必要な情報を登録し、保護者が確認する。
- (3) 中学校が承認処理を行う。
- (4) 中学校の承認処理が終了したら、必要な場合のみ受検料を納入する。
（志願者マニュアルP32で確認）

受検料の納入が発生する場合①～④

① 県立全日制・定時制・通信制→市立全日制	全額納入	2、200円
② 県立定時制・通信制→県立全日制	差額納入	1、250円
③ 市立全日制→県立全日制・他の市立全日制	全額納入	2、200円
④ 市立全日制→県立定時制・通信制	全額納入	950円

* 県立全日制→県立全日制 納入なし
県立定時制・通信制→県立定時制・通信制 納入なし

- (5) 新しい調査書を作成してもらう。

- (6) 先に志願した高校へ行く。

- ① 「志願変更願」と「受検票」を提出する。
- ② 志願した高校から、「志願取消証明書」（様式11）を受け取る。

- (7) 新たに志願する高校へ行く。

「志願取消証明書」と「調査書」と必要な人は志願理由書・自己申告書等を提出する。「調査書等の受理票」を受け取る。

- (8) 「調査書等の受理証」は担任に提出する。

- 9) 2月13日（金）正午までに「受理完了メール」が志願者に届きます届いたら「出願登録サイト」のマイページから「受検票」「入学願書等受理票」を印刷し、「入学願書等受理証」を切り離す。

- (10) 出願した高校のHPで随時検査に係る連絡事項を確認する。

- (11) 検査当日に「受検票」を持参する。

2月6日（金）～2月9日（月）迄に（1）～（5）の手続きを終了しておくことをお奨めします。

<希望変更の手続き>

【学科・部の変更】

◎志願者はシステム上では手続きはありません。

(1)「希望変更願」(様式12)を作成する。

(2) 出願している高校へ行く。
①「希望変更願」と「受検票」を提出。
②「希望変更許可書」(様式13)と「高校が訂正した受検票」を受け取る。

(3)「高校が訂正した受検票」または「2月13日(金)正午以降マイページから印刷した受検票」を検査当日に持参する。

【課程・選抜の種類の変更】

◎手続きの行程上、大変日程が厳しくなっています。

手続きの日付

(1) 希望変更願(様式12)を作成する。 2/6(金) or 9(月)

2)「希望変更願」と「受検票」を志願した高校へ持参し、高校にシステム上出願取り下げ処理をしてもらう。
2/10(火)

(3)「出願登録サイト」から再登録を行う。「入試区分」で新たに志願する課程、選抜の種類を選択し、再度、志願者情報を登録し、保護者の確認してもらう。終了したことを担任に伝える。
2/10(火)

(4) 中学校は承認処理を行う。 2/10(火)

(5) 必要がある場合は「出願サイト」のマイページから検定料を納付する。納付金が0でも登録を完了させる必要があります。
2/10(火)

6) 志願した高校へ行き「希望変更許可書」(様式13)及び「検査に係る連絡事項等」を受け取る。
2/12(木)

(7) 志願変更の(9)～(11)に同じ

受付期間と時間(2日間)

2月10日(火)は、午前9時から午後4時30分まで

2月12日(木)は、午前9時から午後4時まで

*注意 上記の期間に変更手続きを完了しないと

「どこも受検できなくなってしまう。」